

各 位

申告添付登録業務（MSX）を利用した減免戻し税関係書類の提出について

平成 26 年 4 月 1 日より、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく減免戻し税関係書類の提出が、原則として NACCS の申告添付登録業務（MSX）を利用して行うことができるようになりました。

ただし、MSX により提出された減免戻し税関係書類のうち原本（書面）を提出していただく必要があるもの及び減免戻し税関係手続きが NACCS 業務の対象となっていないものについては以下のとおり取り扱うこととなります。

なお、ATA カルネ、米軍申告（380 申告、381 申告）等、現在 NACCS 業務の対象外となっている申告については、従前と同様の取扱いとなりますので念のため申し添えます。

1. 原本（書面）を提出又は提示する必要がある減免戻し税関係手続き（※G 表示）

（1）輸入審査の際に原本（書面）を提出する必要があるもの

関税定率法第 16 条第 1 項（外交官用貨物等の免税）

- ・ 外務大臣官房儀典官からの簡易通関依頼書等

（2）輸入の許可の日から 3 日以内に原本（書面）を提出する必要があるもの

① 関税定率法第 14 条第 5 号（国の専売品（あへん））

- ・ 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類（輸入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出）

② 関税定率法第 14 条第 9 号（本邦の在外公館から送還された公用品）

- ・ 外務大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書

③ 関税暫定措置法第 9 条第 1 項（軽減税率等の適用）の規定が適用される物品のうち、同法施行令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（いわゆる「農林漁業用重油等」）

- ・ 関税暫定措置法施行令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油である旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

2. NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税に係る手続き等（※Y 表示）

分割輸入の場合の裏落しが必要な書類（輸出許可書、附属書等）、税関から

の返付や交付行為が必要なもの（確認申告書、証明書等）及び同一性確認の措置として税関に提出する資料（写真、生地見本等）については、従来どおり税関に提出してください。

※（別紙）NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税関係手続一覧 参照

（１）同一性の確認のための資料の提出

同一性確認の措置として税関に提出する資料（写真、生地見本等）のうち、写真のようにPDFファイル等の電磁的記録（以下「PDFファイル等」という。）により提出できるものは、インボイス等の関係書類とともにPDFファイル等により提出して税関の審査等を受け、別途交付用として書面を提出することとなりますが、生地見本のようにPDFファイル等による提出ができないものは、当該生地見本のみを別途提出することとなります。

なお、区分1により許可となった場合は、許可後に提出願います。

また、税関の確認を受けた同一性確認の資料を、再輸入（出）の際に税関へ提出する場合も同様の取扱いとなります。

（２）減免戻し税に係る申告書又は申請書の提出

従来、提出用の他に交付用として別途提出していた書類は、提出用をPDFファイル等で提出し税関の審査を受け、許可後に交付用を書面で提出することとなります。税関は、交付用に審査印等を押なつして交付用として交付します。税関で「輸出済み」等の記載を行って返付する場合も同様です。

（３）通関数量の裏落とし

PDFファイルにより関係書類の提出を行う際に、裏落としの記載についてもPDFファイルにより提出し税関の審査を受け、許可後に原本（書面）を税関窓口へ提出し、税関確認印の押なつを受けていただくようお願いいたします。

（４）関税割当証明書の提出が必要な貨物

関税暫定措置法第9条（軽減税率等の適用）の規定が適用される物品のうち、同法施行令第32条第1項第1号から第12号の物品及び同法施行令第32条第2項の物品については、輸入許可後に関税割当証明書（原本）を税関に提出し、裏落としの確認を受けて下さい。

問合せ先
大阪税関業務部通関総括第3部門
TEL 06-6576-3316、3317

(別紙) NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令	輸出入	対象手続 (根拠政令・通達)
関税定率法第 11 条 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・加工・修繕輸出貨物確認申告書の交付 (定令第 5 条第 1 項、定基 11-3 (1)) ・加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類の返付 (定令第 5 条第 1 項、定基 11-3 (2)) ・同一性確認の資料の返付 (定基 11-3 (3))
関税定率法第 14 条第 10 号、第 11 号	輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出許可書等の裏落し (分割輸入の場合) (政令・通達の定め無し。)
関税定率法第 14 条第 10 号、第 11 号又は第 14 号 (無条件免税) に該当するもののうち、定率法施行令第 16 条第 2 項に該当する場合	輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出時に交付された輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書の提出 (関税定率法第 19 条貨物) (定令第 53 条の 2 第 1 項 定基 19-16 (1) →定令第 16 条第 2 項) ・輸出時に返付された内貨原料品による製品に係る確認申請書の提出 (関税定率法第 19 条の 2 貨物) (定令第 54 条の 3 第 1 項 定基 19 の 2-5 (2) →定令第 16 条第 2 項) ・輸出許可書等の裏落し (分割輸入の場合) (政令・通達の定め無し。)
関税定率法第 14 条の 2 (再輸入減税)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出許可書等の裏落し (分割輸入の場合) (政令・通達の定め無し。)
関税定率法第 17 条第 1 項 (再輸出免税)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・同一性確認の資料の返付 (定基 17-2 (4))
関税定率法第 18 条第 1 項 (再輸出減税)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出済みの旨を記載した輸入許可書等の返付 (定令第 39 条第 2 項 定基 17-6 (3)) ※
関税定率法第 19 条 (輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可書等の交付 (製造用原料品を使用した貨物) (定令第 51 条第 2 項) ・輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書の交付 (戻し税に係る原料品を使用した貨物) (定令第 53 条の 2 第 2 項 定基 19-16 (6) イ)
関税定率法第 19 条の 2 (課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)	輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・内貨原料品による製品に係る確認申請書の返付 (定令第 54 条の 2 第 1 項 定基 19 の 2-2 (1))
	輸入	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出時に返付された内貨原料品による製品に係る確認申請書の返付 (定令第 54 条の 3 第 1 項 定基 19 の 2-5 (2)) ・輸出許可書等の返付 (定基 19 の 2-5 (3))

(別紙) NACCS 業務の対象となっていない減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令	輸出入	対象手続 (根拠政令・通達)
関税定率法第 19 条の 3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)	輸入	・再輸出貨物確認申請書の返付 (定令第 54 条の 13 第 3 項 定基 19 の 3-2 (1))
	輸出	・輸入時に返付された再輸出貨物確認申請書の裏書き (定基 19 の 3-5 (3)) ・輸入許可書等の裏書き (定基 19 の 3-5 (3))
関税暫定措置法第 8 条第 1 項 (加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)	輸出	・加工・組立貨物確認申告書の交付 (暫令第 22 条第 1 項 暫基 8-4 (1)) ・加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類の返付 (暫令第 22 条第 2 項 暫基 8-4 (3)) ・契約実績表 (総括・個別) の返付 (関税暫定措置法施行令第 22 条第 2 項ただし書き該当貨物) (暫基 8-4 (4)) ・生地見本等の提出 (暫令第 22 条第 3 項 暫基 8-4 (5))
	輸入	・附属書の交付、裏落し (暫基 8-5 (2)、8-11) ・輸出時に交付された生地見本等の提示 (暫基 8-5 (3))

※ 関税定率法第 17 条第 3 項 (輸出免税貨物の輸出の届出) の手続き規定である政令第 39 条第 3 項の「届出書」は、輸出手続き後に行う手続きのため表中には記載していない。